

遠野市汚水処理基本計画

令和3年1月改訂
岩手県遠野市

目 次

	ページ
第1章 基本計画改訂の趣旨	1
第2章 汚水処理施設の役割としくみ	3
1 汚水処理施設の役割と効果	3
2 汚水処理施設のしくみ	3
(1) 集合処理方式（下水道・農業集落排水）	3
(2) 個別処理方式（浄化槽）	4
第3章 汚水処理事業の現状と課題	5
1 汚水処理計画図	5
2 汚水処理人口普及率等の推移	6
(1) 汚水処理人口普及率	6
(2) 汚水衛生処理率及び水洗化率	7
3 汚水処理事業の現状	8
(1) 公共下水道事業（遠野処理区）	8
(2) 特定環境保全公共下水道事業（宮守処理区）	9
(3) 農業集落排水事業	10
(4) 浄化槽設置整備事業	11
4 汚水処理事業の課題	12
(1) 人口減少の進行	12
(2) 水洗化率の向上	13
(3) 運営体制の構築	15
(4) 施設の老朽化対策	15
(5) 経営状況における課題	16
第4章 将来像と目標	18
第5章 基本計画推進の方針と施策	19
1 持続可能な経営	19
(1) 持続的・安定的な運営体制の構築	19
(2) 施設・管渠の適切な維持管理と老朽化対策	20
(3) 経営基盤の強化及び業務の広域化・共同化に関する検討	20
2 水洗化率の向上	21
(1) 普及啓発・広報活動の推進	21
(2) 浄化槽の設置に対する支援の推進	21
(3) 利子補給制度の活用の促進	22
第6章 基本計画の評価・見直しとフォローアップ	22



第1章 基本計画改訂の趣旨



遠野浄化センター（平成8年8月 供用開始時）

「遠野市汚水処理基本計画」（以下「基本計画」といいます。）は、まちづくりの最上位計画である「遠野市総合計画」に掲げる将来像「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向け、ふるさとの豊かな自然や清流を守り育み、清潔かつ快適な生活環境の形成を図ることにより、同計画の大綱に掲げる「自然を愛し共生するまちづくり」を推進するための個別計画として、平成19年8月に策定しました。

当初の基本計画は、平成19年度から平成22年度までの4年間を計画期間とし、以後、平成22年度及び平成27年度に、計画期間の延長を含む内容の一部改訂を行いました。

計画期間	主な内容
平成19 ～ 平成22	<ul style="list-style-type: none"> ○合併前の遠野市と宮守村の汚水処理基本計画を統合。 ○平成22年度末の汚水処理人口普及率の目標値を58.8%に設定。 →実績値 58.3%（達成率 99.1%）
平成23 ～ 平成27	<p>【一部改訂】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業集落排水施設の整備方針を変更し、既設の沢田飯豊・綾織地区以外の地区は、個人設置型浄化槽の整備に方針を転換。 ○個人設置型浄化槽に係る補助制度の拡充策として「集団型」及び「特定地域型」補助制度を導入。 ○平成27年度末の汚水処理人口普及率の目標値を68.5%に設定。 →実績値 65.1%（達成率 95.0%）
平成28 ～ 令和2	<p>【一部改訂】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道事業計画の全体計画面積を変更。（520ha→519ha） ○公共下水道事業計画の事業計画面積を変更。（508ha→515ha） ○目標値を汚水処理人口普及率から水洗化率に変更し、令和2年度末の水洗化率の目標値を67.2%に設定。 →令和元年度末の実績値 66.0%（現時点での達成率 98.2%）

国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている中、さらなる人口の減少、社会情勢や経済環境の急激な変化など、本市を取り巻く状況は、今後ますます厳しくなることが予想されます。

しかしながら、下水道などの汚水処理施設は、水道とともに、市民が安心・安全・快適で、かつ、衛生的な生活を送るために欠かすことのできない重要な社会基盤であることから、いかなる状況の中にあっても、安定的にサービスの提供を継続していくことができるよう、持続可能な運営体制の構築と経営基盤の強化を推進していく必要があります。

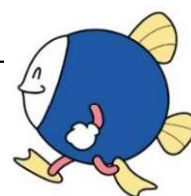
このことから、本市では、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総財公第18号総務大臣通知）の趣旨を踏まえ、地方公営企業法の全部適用に向けて、平成27年度から準備を進め、平成31年4月1日に公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「3事業」といいます。）に、地方公営企業法を全部適用しました。

また、平成30年1月に、3事業の中・長期的な経営の基本計画である「経営戦略」（計画期間：平成30年度から令和9年度まで）を策定し、平成31年1月には、公営企業会計への移行に当たり、内容を一部改訂しました。

令和2年度に策定する「第2次遠野市総合計画 後期基本計画」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）との整合を図るとともに、各種施策の実施状況や課題などを踏まえた見直しを行い、令和7年度を目標年度として、基本計画を改訂します。

なお、改訂に当たっては、次のとおりパブリックコメント（意見募集手続）を実施しました。

- 意見募集期間：令和2年11月2日（月）から12月11日（金）まで
- 原案の公表方法：市ホームページ（電子データ）並びに市役所本庁舎、
宮守総合支所、市民センター及び各地区センター（閲覧）
- 結果：意見等の提出は、ありませんでした。



【公営企業について】

公営企業は、「住民の福祉の増進を目的として、地方公共団体が設置・経営する企業」であり、企業としての経済性と、公共の福祉との両立が求められます。

公営企業のサービスの提供に要する経費は、そのサービスによって利益を受ける方々（受益者）からの使用料で賄うことが望ましいとされていますが、「能率的な経営を行ってもなお、使用料による収益だけでは賄うことができない経費」については、地方公共団体の一般会計が負担（繰出し）することができることとされています。

また、公営企業では、経営成績と財産の状態を正確に把握するため、一般の事業所と同様に、複式簿記により、損益計算書と貸借対照表を作成します。

第2章 污水处理施設の役割としくみ

1 污水处理施設の役割と効果

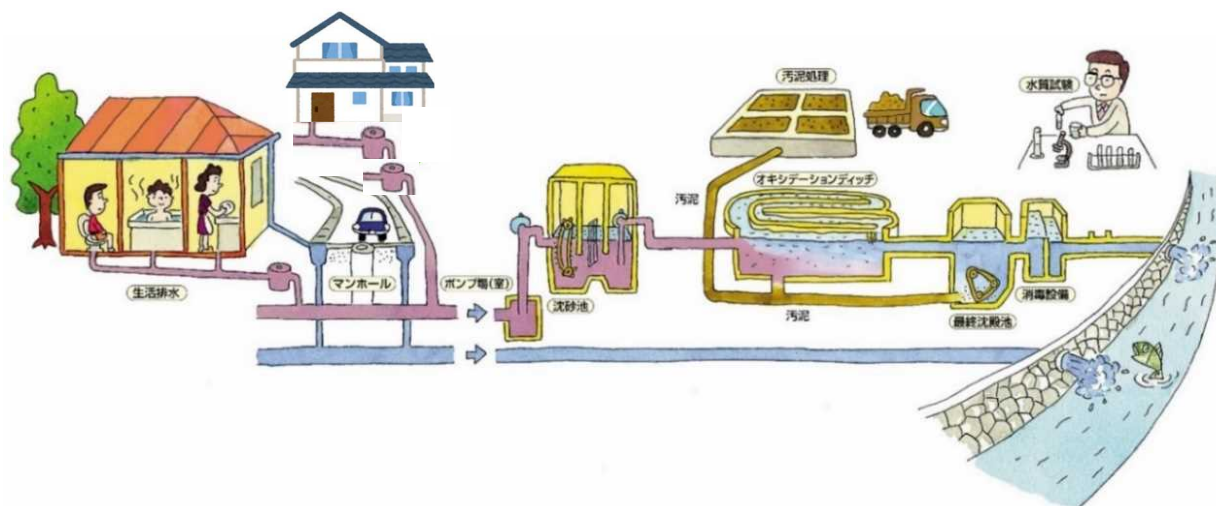
下水道、農業集落排水及び浄化槽（以下「污水处理施設」と総称します。）は、一般家庭や事業所から排出されるし尿や生活雑排水（台所、風呂、洗濯からの排水）を適切に処理し、河川などの水質保全や市民の生活環境の改善に様々な効果を発揮している、安心・安全かつ清潔で快適な市民生活を送るために必要な施設です。

役割	効果
河川など公共用水域の水質保全	○一般家庭や事業所から排出された汚水を終末処理場で処理して放流するため、河川などの公共用水域に直接汚水が流入せず、川などの水環境を守ります。
生活環境の改善	○清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになり、悪臭に悩まされることもなく、居住環境が大きく向上します。 ○生活排水の垂れ流しによる水路の汚れが減少し、美しい水環境が形成され、清らかな水に親しむことができます。 ○ハエや蚊などの発生を防ぎ、衛生環境の改善や、快適な生活環境の構築に寄与します。
資源の有効利用	○再生可能エネルギーの有効利用を図ることができます。 ○下水道の終末処理場での処理により発生した汚泥は、堆肥として再利用されています。

2 污水处理施設のしくみ

(1) 集合処理方式（下水道・農業集落排水）

一般家庭や事業所が密集している地域のし尿や生活雑排水を、終末処理場で一括処理する方式です。



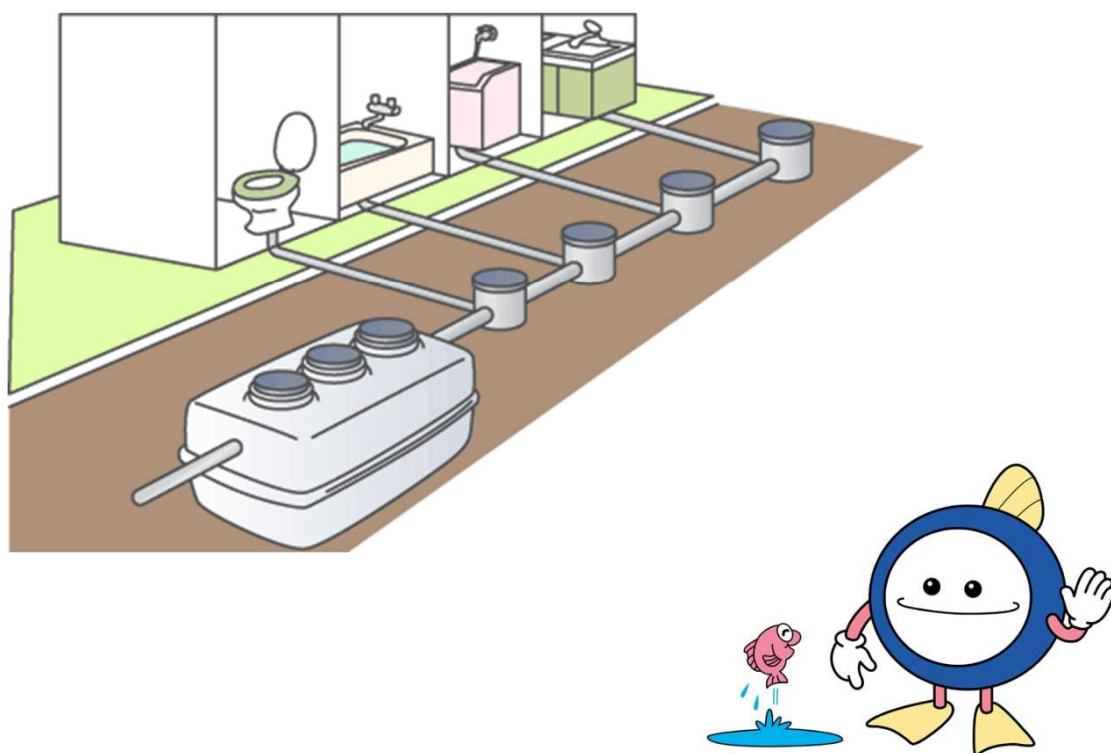
終末処理場では、汚水に空気を送り込み、汚水に溶けている栄養分（有機物）を微生物に吸収・分解させ、増殖した微生物を沈澱分離し、浄化した水だけを川に放流します。この過程において沈澱分離したものが、汚泥です。

(2) 個別処理方式（浄化槽）

下水道や農業集落排水の整備区域を除く地域において、し尿と生活雑排水を併せて処理する「合併処理浄化槽」を、個々の家庭や事業所単位で設置する方式です。

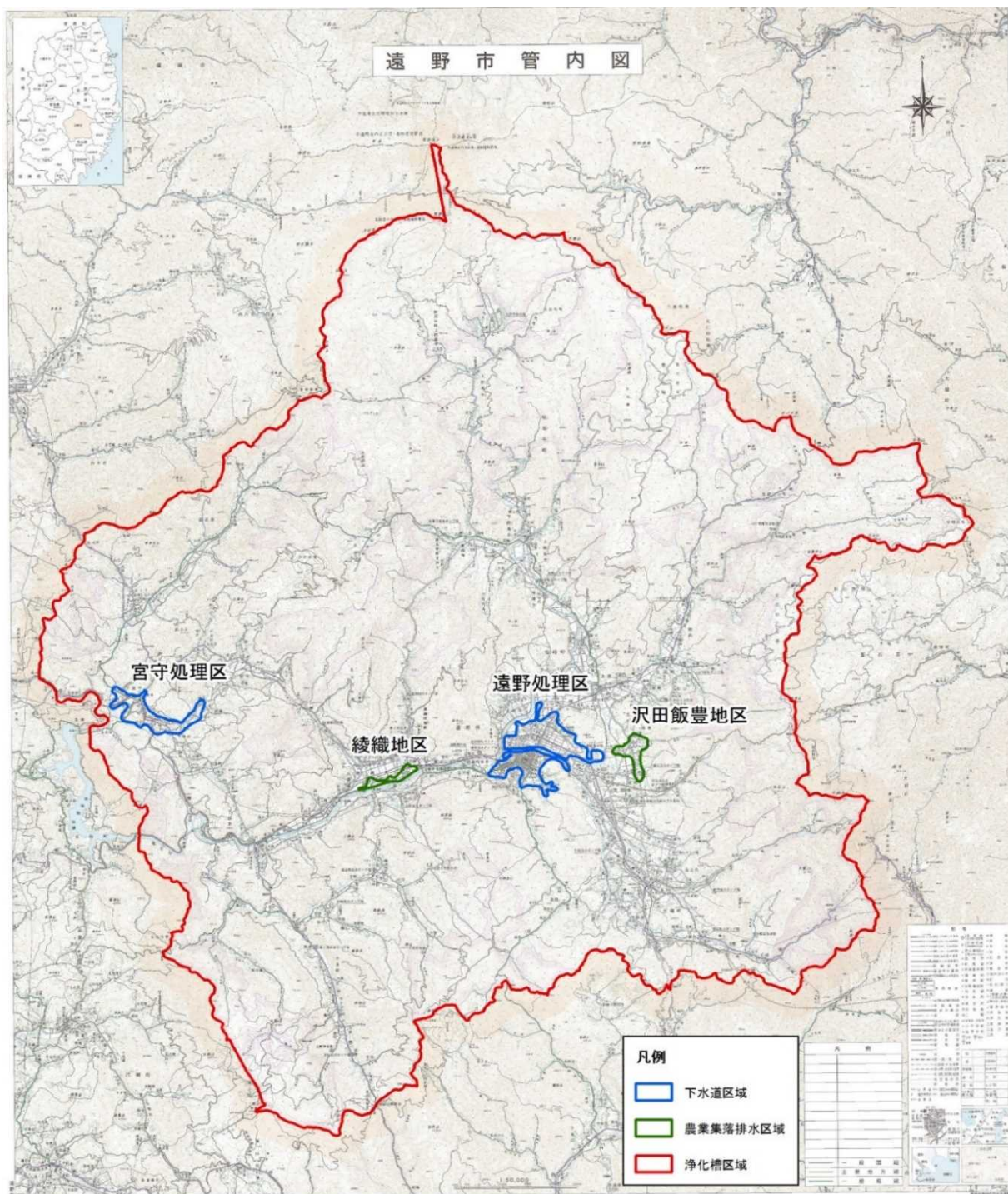
微生物の働きにより汚水中の有機物を分解し、きれいになった上澄み水を消毒して放流します。水の浄化に伴い、浄化槽内に汚泥が溜まることから、定期的な保守点検と清掃が必要です。

なお、浄化槽法の改正により、平成13年4月1日から、トイレのし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」は新規設置が禁止され、既設の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換（入替え）に努めることとされています。



第3章 汚水処理事業の現状と課題

1 汚水処理計画図



2 汚水処理人口普及率等の推移

(1) 汚水処理人口普及率（平成20年度以後）

年 度 総人口	汚水処理人口普及率					
	区域内人口					
	下水道			農業集落 排水	浄化槽	合計
	遠野処理区	宮守処理区	計			
平成20年度 30,957人	34.3% 10,619人	4.8% 1,482人	39.1% 12,101人	2.9% 889人	12.8% 3,959人	54.8% 16,949人
平成21年度 30,553人	34.8% 10,637人	4.9% 1,482人	39.7% 12,119人	2.8% 872人	13.6% 4,145人	56.1% 17,136人
平成22年度 30,112人	35.5% 10,698人	4.9% 1,482人	40.4% 12,180人	3.0% 891人	14.9% 4,496人	58.3% 17,567人
平成23年度 29,746人	36.8% 10,961人	3.9% 1,172人	40.8% 12,133人	2.8% 823人	15.8% 4,702人	59.4% 17,658人
平成24年度 29,587人	37.5% 11,089人	3.9% 1,153人	41.4% 12,242人	2.8% 814人	15.8% 4,684人	60.0% 17,740人
平成25年度 29,310人	38.0% 11,146人	3.9% 1,156人	42.0% 12,302人	2.7% 802人	17.2% 5,035人	61.9% 18,139人
平成26年度 28,830人	38.8% 11,192人	3.9% 1,114人	42.7% 12,306人	2.7% 790人	18.4% 5,300人	63.8% 18,396人
平成27年度 28,529人	39.3% 11,218人	3.8% 1,070人	43.1% 12,288人	2.8% 802人	19.2% 5,481人	65.1% 18,571人
平成28年度 28,098人	39.9% 11,223人	3.8% 1,073人	43.8% 12,296人	2.9% 814人	20.4% 5,736人	67.1% 18,846人
平成29年度 27,504人	40.9% 11,238人	3.9% 1,065人	44.7% 12,303人	3.0% 820人	21.6% 5,924人	69.3% 19,047人
平成30年度 26,899人	41.5% 11,153人	3.8% 1,020人	45.2% 12,173人	3.0% 800人	22.8% 6,123人	71.0% 19,096人
令和元年度 26,378人	40.5% 10,695人	3.9% 1,017人	44.4% 11,712人	3.0% 790人	24.1% 6,362人	71.5% 18,864人

注1 汚水処理人口普及率

$$\frac{\text{汚水処理施設を使用できる区域の人口}}{\text{市の総人口}} \times 100 (\%)$$

- 2 「総人口」は、各年度末時点における住民基本台帳登録者の数です。
- 3 「浄化槽」欄の区域内人口は、浄化槽を利用している人口を指します。

(2) 汚水衛生処理率及び水洗化率（平成20年度以後）

年 度 総人口	汚水衛生処理率					
	水洗化率					
	水洗化人口					
	下水道			農業集落 排水	浄化槽	合計
遠野処理区	宮守処理区	計				
平成20年度 30,957人	25.0%	2.3%	27.3%	2.5%	12.8%	42.5%
	72.9%	47.7%	69.8%	86.1%	22.0%	42.5%
	7,736人	707人	8,443人	765人	3,959人	13,167人
平成21年度 30,553人	26.2%	2.4%	28.6%	2.4%	13.6%	44.5%
	75.1%	48.5%	71.9%	85.1%	23.6%	44.5%
	7,993人	719人	8,712人	742人	4,145人	13,599人
平成22年度 30,112人	27.3%	2.4%	29.7%	2.6%	14.9%	47.2%
	76.7%	49.1%	73.3%	87.2%	26.4%	47.2%
	8,206人	728人	8,934人	777人	4,496人	14,207人
平成23年度 29,746人	28.4%	2.5%	30.9%	2.6%	15.8%	49.3%
	77.2%	62.5%	75.8%	92.7%	28.0%	49.3%
	8,459人	732人	9,191人	763人	4,702人	14,656人
平成24年度 29,587人	29.2%	2.4%	31.6%	2.6%	16.1%	50.3%
	77.8%	62.0%	76.3%	93.2%	28.9%	50.3%
	8,631人	715人	9,346人	759人	4,772人	14,877人
平成25年度 29,310人	30.8%	2.5%	33.3%	2.6%	17.5%	53.3%
	81.1%	62.6%	79.3%	93.3%	31.6%	53.3%
	9,034人	724人	9,758人	748人	5,123人	15,629人
平成26年度 28,830人	31.7%	2.4%	34.1%	2.6%	18.7%	55.3%
	81.7%	61.2%	79.9%	93.2%	34.2%	55.3%
	9,146人	682人	9,828人	736人	5,388人	15,952人
平成27年度 28,529人	33.1%	2.4%	35.6%	2.6%	19.5%	57.7%
	84.2%	64.7%	82.5%	93.8%	36.0%	57.7%
	9,447人	692人	10,139人	752人	5,563人	16,454人
平成28年度 28,098人	34.1%	2.7%	36.8%	2.7%	20.7%	60.2%
	85.4%	69.5%	84.0%	94.2%	38.8%	60.2%
	9,582人	746人	10,328人	767人	5,818人	16,913人
平成29年度 27,504人	35.3%	2.7%	38.0%	2.8%	21.8%	62.6%
	86.3%	70.0%	84.9%	94.8%	41.7%	62.6%
	9,703人	746人	10,449人	777人	6,001人	17,227人
平成30年度 26,899人	36.2%	2.7%	38.9%	2.8%	23.1%	64.8%
	87.4%	70.3%	85.9%	95.4%	44.5%	64.8%
	9,744人	717人	10,461人	763人	6,200人	17,424人
令和元年度 26,378人	36.1%	2.7%	38.7%	2.9%	24.4%	66.0%
	88.9%	69.5%	87.2%	95.3%	46.3%	66.0%
	9,511人	707人	10,218人	753人	6,426人	17,397人

注1 汚水衛生処理率

$$\frac{\text{汚水処理施設の使用人口}}{\text{市の総人口}} \times 100 (\%)$$

2 水洗化率

$$\frac{\text{汚水処理施設の使用人口}}{\text{汚水処理施設を使用できる区域の人口}} \times 100 (\%)$$

3 「総人口」は、各年度末時点における住民基本台帳登録者の数です。

4 「浄化槽」欄の使用人口は、下水道整備区域内の浄化槽設置人口を含みます。

水洗化人口（水洗トイレ使用人口）と水洗化率は、平成20年度から令和元年度までの12年間で、次のとおり増加しました。

区分 \ 年度	平成20年度	令和元年度
水洗化人口 (水洗トイレ使用人口)	13,167人	17,397人 (+4,230人)
水洗化率	42.5%	66.0% (+23.5ポイント)

また、汚水処理人口普及率と水洗化率は、平成20年度末時点ではいずれも県平均との間に15ポイント以上の差がありましたが、令和元年度末時点では、汚水処理人口普及率が71.5%（県平均82.6%）、水洗化率が66.0%（県平均76.0%）と、徐々に県平均に近づいています。

本市と県平均との比較

(単位：%)

区分 \ 年度	平成20年度			令和元年度		
	遠野市	県平均	差	遠野市	県平均	差
汚水処理人口 普及率	54.8	70.2	▲15.4	71.5	82.6	▲11.1
水洗化率	42.5	60.4	▲17.9	66.0	76.0	▲10.0

3 汚水処理事業の現状

(1) 公共下水道事業（遠野処理区）

平成2年度に事業認可を受け、平成3年度から整備を実施し、平成8年8月に供用を開始しました。現在は、全体計画面積 519ha、事業計画面積 515haで事業を継続しています。

平成27年度までに、土地区画整理事業が完了した稲荷下第二地区（東館町及び遠野町）、消防・防災の拠点である総合防災センター（青笹町糠前）及び学校給食・食育の拠点である総合食育センター（松崎町白岩）までの管渠を整備しました。

また、平成27年度から開始した終末処理場（遠野浄化センター）の長寿命化対策は、中央監視設備更新工事が平成30年度に、電気機械設備更新工事が令和元年度に完了しました。

事業年度	平成2年度～令和7年度【整備中】
処理対象汚水	生活排水・し尿
計画人口・事業計画面積	計画人口 10,000人【令和2年度 事業計画変更】 事業計画面積 515ha
排除方式	分流式
処理方式	オキシデーションディッチ法
汚水処理量	計画日最大：4,500m ³ /日【令和2年度 事業計画変更】
全体事業費	16,417,425千円（令和元年度末）
事業内容	<p>【処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 遠野市大工町10番10号 敷地面積 32,000m² 主要な施設 <ul style="list-style-type: none"> 流入渠 沈砂池（1池） 最終沈澱池（4池） 放流渠 オキシデーションディッチ（4池） 塩素混和池（1池） 管理棟（1棟） 汚泥処理棟（1棟） 沈砂池ポンプ棟（1棟） <p>【管渠施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管路延長 92,061m 管径 φ65～1,000mm 中継ポンプ 13基

(2) 特定環境保全公共下水道事業（宮守処理区）

平成7年度に事業認可を受け、同年から整備を実施し、平成14年4月に供用を開始しました。現在は全体計画面積 57ha、事業計画面積 57haで、施設や管渠の整備は概ね完了していますが、公共下水道と同様に事業を継続しています。

事業年度	平成7年度～令和7年度【整備中】
処理対象汚水	生活排水・し尿
計画人口・事業計画面積	計画人口 960人【令和2年度 事業計画変更】 事業計画面積 57ha
排除方式	分流式
処理方式	オキシデーションディッチ法
汚水処理量	計画日最大：610m ³ /日【令和2年度 事業計画変更】
全体事業費	2,072,906千円（令和元年度末）
事業内容	<p>【処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 所在地 遠野市宮守町下宮守23地割38番地1 敷地面積 6,400m² 主要な施設 <ul style="list-style-type: none"> 流入渠 オキシデーションディッチ（1池） 放流渠 最終沈澱池（1池） 塩素混和池（1池） 管理汚泥棟（1棟） <p>【管渠施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管路延長 19,853m 管径 φ75～200mm 中継ポンプ 20基

(3) 農業集落排水事業

沢田飯豊地区は、平成8年度に事業採択を受け、同年から整備を実施し、平成11年4月に供用を開始しました。また、綾織地区は、平成12年度に事業採択を受け、同年から整備を実施し、平成17年4月に供用を開始しました。

農業集落排水施設使用料は、供用開始当初から人数認定（※1）により算定していましたが、令和元年度に算定方法の見直しを行い、令和2年度から下水道使用料と同一体系の水量認定（※2）により算定しています。

ア 沢田飯豊地区

事業年度	平成8年度～平成11年度【整備完了】
処理対象汚水	生活排水・し尿
計画人口・計画戸数	計画人口 620人 計画戸数 160戸
排除方式	分流式
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式
汚水処理量	計画日最大：205m ³ /日
全体事業費	1,172,051千円（令和元年度末）
事業内容	【処理施設】 ・所在地 遠野市土淵町飯豊4地割56番地3 ・敷地面積 2,402m ² 建築床面積 255m ² ・構造 RC造、地下一階・地上一階 【管渠施設】 ・管路延長 10,009m 管径 φ65～200mm ・中継ポンプ 7基

イ 綾織地区

事業年度	平成12年度～平成18年度【整備完了】
処理対象汚水	生活排水・し尿
計画人口・計画戸数	計画人口 410人 計画戸数 110戸
排除方式	分流式
処理方式	連続流入間欠ばっ気方式
汚水処理量	計画日最大：135m ³ /日
全体事業費	887,907千円（令和元年度末）
事業内容	【処理施設】 ・所在地 遠野市綾織町上綾織25地割78番地2 ・敷地面積 1,000m ² 建築床面積 228m ² ・構造 RC造、平屋建 【管渠施設】 ・管路延長 5,507m 管径 φ75～200mm ・中継ポンプ 2基

- ※1 人数認定
世帯の人数に応じた標準的な水量を認定汚水量として、使用料を算定する方法です。
世帯の人数に変動がない限り、使用料の額は定額となります。
- ※2 水量認定
実際に使用した水道水の量を汚水量として、使用料を算定する方法です。
使用した水道水の量によって、使用料の額は毎月変動します。

(4) 浄化槽設置整備事業

合併前の遠野市においては、平成5年度から個人設置型浄化槽（個人が自宅に浄化槽を設置し、維持管理を行う方式）の設置に対する補助（浄化槽設置整備事業）として、基本補助額（国・県・市）に加え、独自の嵩上げを実施してきました。

また、合併前の宮守村においては、平成16年度から市町村設置型浄化槽（個人住宅の敷地内に市町村が浄化槽を設置し、個人から使用料を徴収する方式）の整備を実施してきました。

平成17年10月1日の両市村の合併後も、平成19年度まではそれぞれの方式により整備を進めてきましたが、平成20年度に、個人設置型浄化槽の設置に対する補助に整備方針を統一しました。

また、平成24年度からは、2世帯以上による共同申請を対象とした集団型補助制度を実施しています。

浄化槽設置整備事業費補助金の額（令和2年度時点）（単位：円）

人 槽	床面積等	補助金 (限度額)	基本補助額			市② 嵩上げ分	市補助計 ①+②
			国	県	市①		
5人槽	130㎡以下	625,000	117,000	117,000	118,000	273,000	391,000
7人槽	130㎡超え	730,000	147,000	147,000	147,000	289,000	436,000
10人槽	二世帯住宅	925,000	196,000	196,000	196,000	337,000	533,000

集団型補助制度の補助金の額（令和2年度時点）（単位：円）

人 槽	補助金（限度額） 2～20世帯	うち市独自嵩上げ分 (世帯数に応じて補助金額を加算)
5人槽	657,000～ 672,000	32,000～ 47,000
7人槽	770,000～ 870,000	40,000～140,000
10人槽	980,000～1,130,000	55,000～205,000

浄化槽に係る補助制度の活用実績（平成20年度以後）

（単位：基）

年度 \ 人槽	5人槽	7人槽	10人槽	計
平成20	8	53	3	64
平成21	10	38	0	48
平成22	9	40	5	54
平成23	12	41	2	55
平成24	17	43	3	63
平成25	27	63	2	92
平成26	18	34	6	58
平成27	13	35	0	48
平成28	17	41	1	59
平成29	19	32	3	54
平成30	19	26	2	47
令和元	19	27	2	48
計	188	473	29	690

これらの補助制度の活用により、平成20年度から令和元年度までの12年間で、個人住宅の浄化槽が690基増加し、浄化槽使用人口及び浄化槽区域内の水洗化率は、次のとおり増加しました。

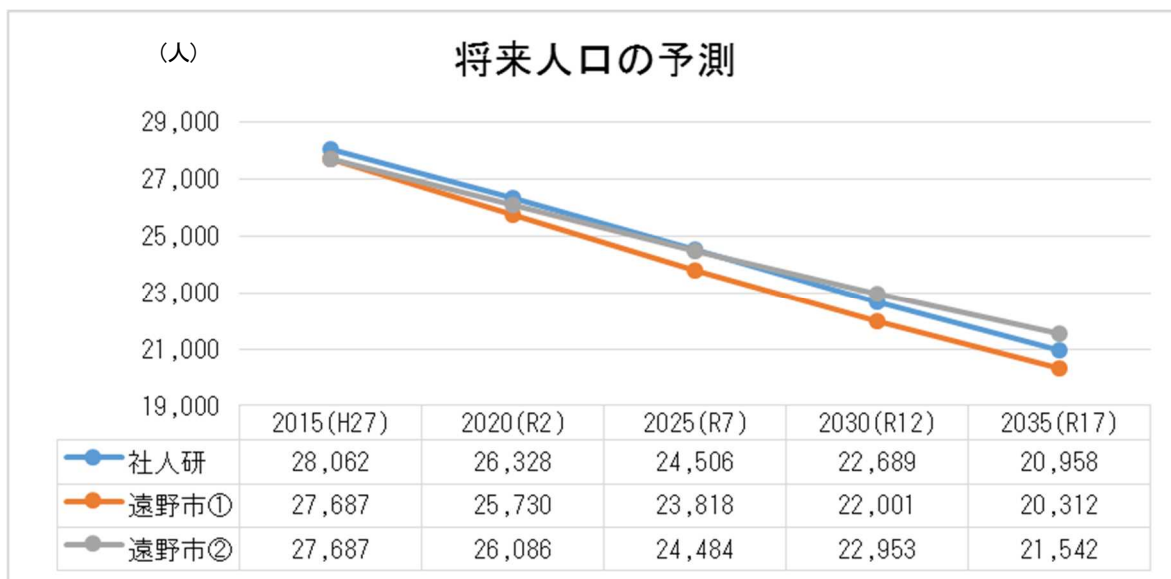
区分 \ 年度	平成20年度	令和元年度
水洗化人口 (浄化槽使用人口)	3,959人	6,426人 (+2,467人)
区域内水洗化率	22.0%	46.3% (+24.3ポイント)

4 汚水処理事業の課題

(1) 人口減少の進行

本市が平成27年度に策定した「遠野市人口ビジョン」では、行政人口（各年度末時点における住民基本台帳登録者の数）は、令和7年（2025）までに1,602人減少し、以後も減少に歯止めがかからず、令和17年（2035）までに4,544人減少し、総人口が約21,500人となると推計しています（13ページ「将来人口の予測」の「遠野市②」の数値参照）。

この人口減少の進行に伴い、さらなる使用料収益の減少が懸念されます。



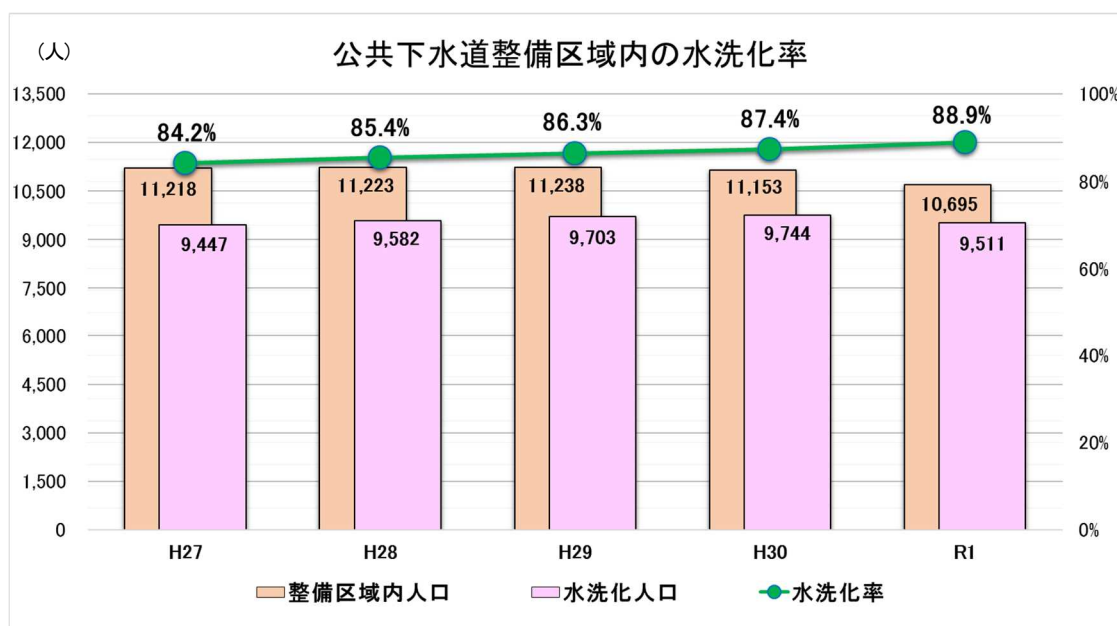
- ※1 遠野市①の人口は、遠野市人口ビジョン中【出生率の維持】によります。
 ※2 遠野市②の人口は、同ビジョン中【出生率の上昇+政策誘導】によります。

(2) 水洗化率の向上

ア 公共下水道（遠野処理区）

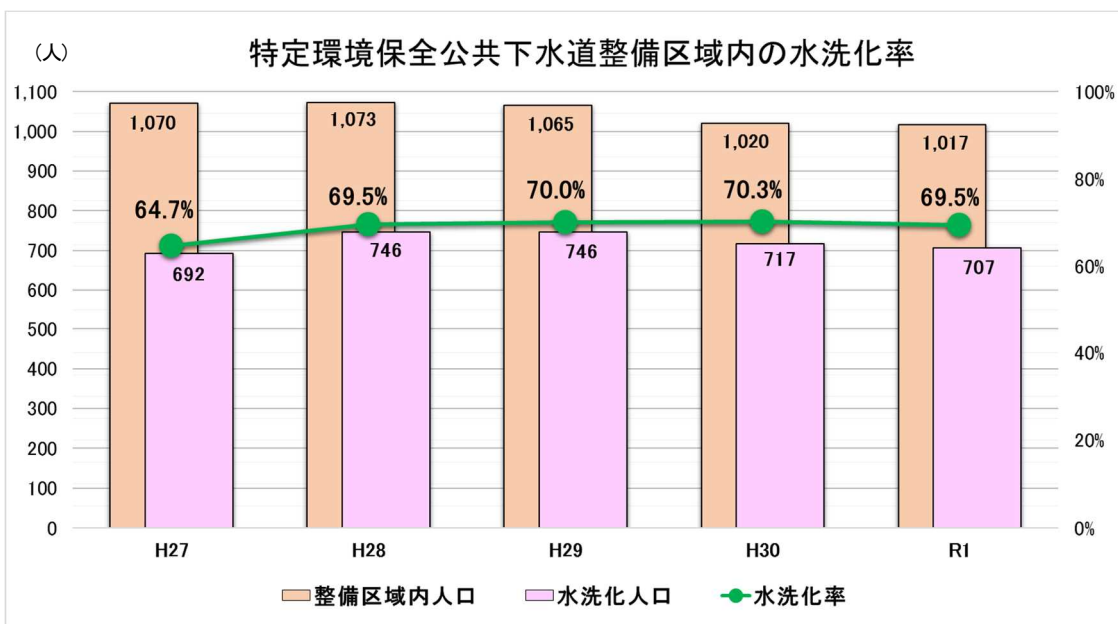
区域内の水洗化率は、令和元年度末で88.9%であり、平成27年度以後の5年間では4.7ポイント上昇しています。

水洗化率は高い水準にありますが、約10%の未水洗化人口の解消のため、今後も周知啓発活動を継続し、加入促進に努める必要があります。



イ 特定環境保全公共下水道（宮守処理区）

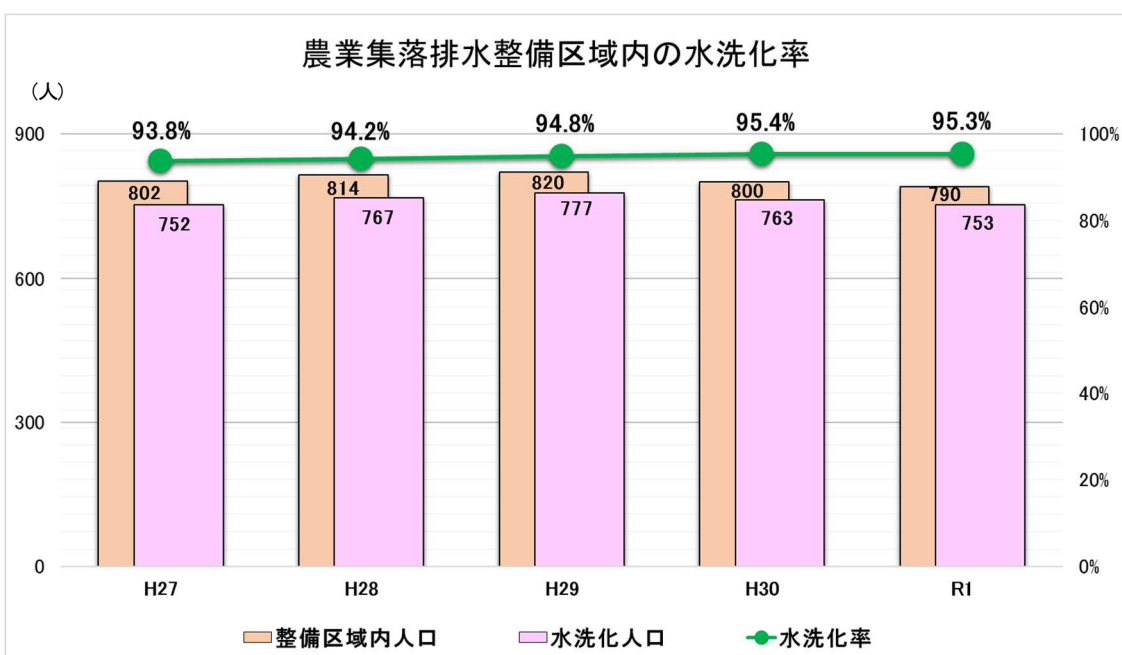
区域内の水洗化率は、令和元年度末で69.5%であり、平成27年度以後の5年間で4.8ポイント上昇していますが、約30%が未水洗化人口となっていることから、周知啓発活動を強化し、未水洗化世帯への一層の加入促進に努める必要があります。



ウ 農業集落排水

区域内の水洗化率は、令和元年度末で95.3%であり、平成27年度以後の5年間で1.5ポイント上昇しています。

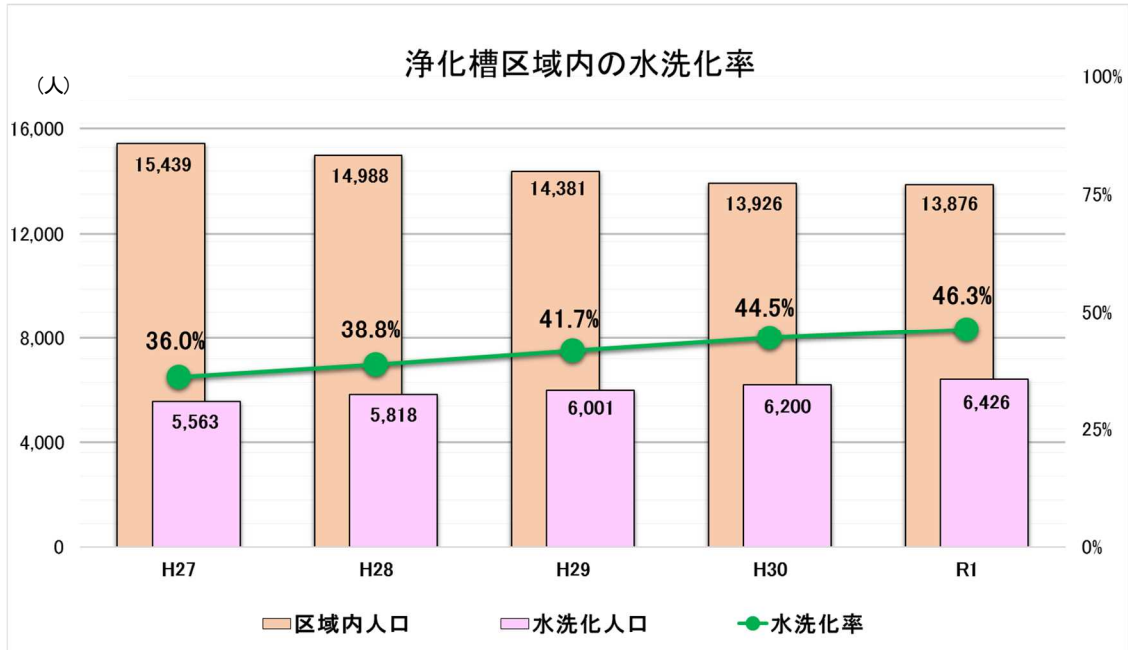
水洗化率は非常に高い水準にありますが、未水洗化世帯の解消のため、今後も周知啓発活動を継続する必要があります。



エ 浄化槽

区域内（ア～ウ以外の地域）の水洗化率は、令和元年度末で46.3%であり、平成27年度以後の5年間では10.3ポイント上昇しています。

しかしながら、未だ50%以上の人口が未水洗化であることから、河川などの水質保全や市民の生活環境の改善のため、今後も、浄化槽設置整備事業の活用を重点的に推進し、水洗化率の向上を図る必要があります。



(3) 運営体制の構築

水道事業と同様に、職員数の減少と技術職員の高齢化が進むとともに、若手の技術職員の確保にも苦慮しており、これまで蓄積してきた知識や経験の継承が困難な状況にあります。

また、公営企業会計による財政運営の経験を有する事務職員が特に少なく、公営企業会計移行後の知識や経験の積み上げをいかに図っていくかが課題となっています。

汚水処理事業を安定的に運営することができる体制を構築し、かつ、その体制を維持していくためには、マンパワー（人的資源）の確保が不可欠です。

(4) 施設の老朽化対策

ア 公共下水道（遠野処理区）

建設改良費（これまで整備してきた施設や管渠の工事に要した費用など）に対する企業債（※3）の残高は年々減少していきませんが、将来的な施設や管渠の老朽化に対応するため、平成28年度に策定したストックマネジメント計画（※4）に基づき、効果的かつ効率的に更新を進めていく必要があります。

イ 特定環境保全公共下水道（宮守処理区）

将来的な施設や管渠の老朽化に対応するため、ストックマネジメント計画を策定し、効果的かつ効率的に更新を進めていく必要があります。

ウ 農業集落排水

施設や管渠の整備は平成17年度で完了していますが、公共下水道及び特定環境保全公共下水道と同様に、将来的な施設や管渠の老朽化に対応するため、効果的かつ効率的に更新を進めていく必要があります。

※3 企業債

地方公営企業の施設の建設、改良などに要する資金に充てるために借り入れる地方債をいいます。

※4 スtockマネジメント計画

下水道施設の老朽化の進展状況を長期的な視点で予測し、リスク評価などにより優先順位をつけ、施設の点検・調査及び修繕、改築などを実施し、施設全体を計画的かつ効率的に管理するために策定する計画です。

(5) 経営状況における課題

汚水処理費（汚水を処理するために必要となる維持管理費と資本費（※5）で構成されます。）は、下水道及び農業集落排水施設を使用している受益者が負担する使用料で賄うことが望ましいとされています。

しかしながら、本市においては、汚水処理費が使用料収益を大幅に上回っており、汚水処理費のすべてを賄うことができない状況にあるため、資本費については、全額を一般会計からの繰入金で補っています。

汚水処理費に対する使用料収益（令和元年度決算、税抜き）

項目	事業		
	公共下水道	特定環境保全公共下水道	農業集落排水
汚水処理費 A (有収水量(※6) 1 m ³ 当たり)	307,350千円 (357.71円)	46,232千円 (548.85円)	35,419千円 (718.53円)
使用料収益 B (有収水量 1 m ³ 当たり)	124,533千円 (144.94円)	12,032千円 (142.84円)	6,492千円 (131.71円)
経費回収率 B / A	40.5%	26.0%	18.3%
有収水量 1 m ³ 当たりの 使用料不足額	212.77円	406.01円	586.82円

さらに、維持管理費についても使用料収益を上回っており、その不足分は、一般会計からの繰入金で補填している状況です。

維持管理費に対する使用料収益（令和元年度決算、税抜き）

事業 項目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水
維持管理費 C (有収水量 1 m ³ 当たり)	136,753千円 (159.16円)	21,524千円 (255.52円)	14,308千円 (290.26円)
使用料収益 B (有収水量 1 m ³ 当たり)	124,533千円 (144.94円)	12,032千円 (142.84円)	6,492千円 (131.71円)
経費回収率 B / C	91.1%	55.9%	45.4%
有収水量 1 m ³ 当たりの 使用料不足額	14.22円	112.68円	158.55円

今後、さらなる人口減少の進行が予想される中、安定した事業運営を継続することができる体制を構築していくためには、水洗化率の向上のための取組を推進し、安定した使用料収益を確保していく必要があります。

また、現在の使用料体系のあり方についても、将来の経営状況の見通しを踏まえながら、長期的な視野に立って、検討や見直しを行っていかねばなりません。

※5 資本費

借り入れた企業債の返済に係る支払利息と、減価償却費で構成されます。

減価償却費は、管渠や機械設備などの資産の価値が、耐用年数に応じて減少していく分を、毎年度費用化するものです。

※6 有収水量

終末処理場で処理した汚水のうち、使用料収益の対象となる水量をいいます。



第4章 将来像と目標

遠野市総合計画に掲げる将来像「永遠の日本のふるさと遠野」の実現に向け、同計画の大綱に掲げる「自然を愛し共生するまちづくり」を推進するため、汚水処理事業の将来像と目標を次のとおりとします。

○汚水処理事業の将来像 「快適環境の形成と持続可能な下水道」

○基本計画の目標 令和7年度末の水洗化率 71.4%

また、水洗化率は、第2次遠野市総合計画 後期基本計画の「みんなで取り組むまちづくり指標」に設定します。

(単位：%)

年 度		平成28年度 実績 前期基本計画 初年度	令和元年度 実績 前期基本計画 4年目	令和3年度 目標 後期基本計画 初年度	令和7年度 目標 後期基本計画 最終年度
市全体の水洗化率		60.2	66.0	67.8	71.4
内 訳	下 水 道	36.8	38.7	39.3	40.2
	農業集落排水	2.7	2.9	2.8	2.8
	浄 化 槽	20.7	24.4	25.7	28.4
(区 域 内 水 洗 化 率)	下 水 道	84.0	87.2	88.6	91.7
	農業集落排水	94.2	95.3	95.2	94.9
	浄 化 槽	38.8	46.3	48.7	53.4

第5章 基本計画推進の方針と施策

本市の汚水処理事業の将来像に掲げる「快適環境の形成と持続可能な下水道」の実現に向け、「持続可能な経営」と「水洗化率の向上」を基本計画推進の方針とし、目標達成のため、市民の快適な居住環境の形成と衛生的な生活環境の整備に資する各種施策を実施します。

基本計画推進の方針	各種施策の実施
持続可能な経営	<ul style="list-style-type: none"> ○持続的・安定的な運営体制の構築 ○施設・管渠の適切な維持管理と老朽化対策 ○経営基盤の強化 ○業務の広域化・共同化に関する検討
水洗化率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発・広報活動の推進 ○浄化槽の設置に対する支援の推進 ○利子補給制度の活用の促進

1 持続可能な経営

(1) 持続的・安定的な運営体制の構築



【主な取組】

- 将来にわたって安定したサービスを提供することができるよう、技術職員の確保と育成に努め、知識や経験の継承を図るなど、より効果的かつ効率的な運営体制の構築に向けた取組を進めます。
- 各種研修を活用し、専門知識の習得や経営意識の向上に努めるとともに、知識や情報の蓄積・共有化を図ります。
- 各種業務システムの改善に関する検討を行うなど、業務運営の能率向上と情報資産の有効活用に向けた取組を進めます。
- 下水道使用料・農業集落排水施設使用料の徴収に関する業務は、水道事業への委託を継続し、運営体制の効率化を図ります。

(2) 施設・管渠の適切な維持管理と老朽化対策

【主な取組】

- 公共下水道（遠野処理区）は、宅地開発などに伴う管渠の整備や、公共汚水ますの整備を実施します。
- 特定環境保全公共下水道（宮守処理区）は、宮守浄化センターの長寿命化対策の実施について検討します。
- 農業集落排水は、老朽化対策として令和元年度から開始した沢田飯豊地区の処理施設・管渠の機能強化工事を計画的に実施します。また、綾織地区も同様に、処理施設・管渠の機能強化工事の実施について検討します。
- 終末処理場の維持管理、水質検査、汚泥処理など施設の維持管理全般に関する業務並びに管渠の修繕及び清掃に関する業務は、専門性を有する民間事業者への委託を継続し、適切な維持管理体制を保つとともに、運営の効率化を図ります。

(3) 経営基盤の強化及び業務の広域化・共同化に関する検討

【主な取組】

- 公営企業会計による決算状況等の分析を進め、経営戦略に基づく中・長期的視野に立った予算及び事業計画の編成と財源の確保に努めます。
- 水洗化率のさらなる向上に努めるとともに、将来の経営状況の見通しを踏まえ、今後の使用料体系のあり方について検討を行うなど、使用料収益の安定的な確保に向けた取組を進めます。
- 企業債の償還額は年々減少していきませんが、償還期間は長期にわたるため、今後の経営状況を考慮しながら、一般会計からの繰入金のあり方について検討します。
- 岩手県が令和4年度（2022）までに策定することとしている「広域化・共同化計画」に関する取組として、近隣市町村、関係機関等と連携し、汚水処理事業の運営の現状や課題を整理するとともに、施設・管渠の維持管理、汚泥の処理等に関する業務の広域化・共同化の可能性について検討します。

2 水洗化率の向上

(1) 普及啓発・広報活動の推進

【主な取組】

- 汚水処理事業の運営には、市民（受益者）の理解と協力が不可欠であるため、市広報やホームページなどの媒体を活用し、汚水処理事業の運営や水洗化の促進に関する情報の発信に努めます。
- 各種イベントなどにおいて、河川の水質など自然環境の保全や、水洗化による生活環境の改善の重要性などに関する普及啓発活動を推進します。
- 関係団体や環境衛生関係部署と連携して、環境保全や公衆衛生に関する活動を実施し、市民の意識啓発の促進を図ります。

(2) 浄化槽の設置に対する支援の推進

【主な取組】

- 第四次遠野市健全財政5カ年計画（令和2年11月策定）に基づき、浄化槽設置整備事業費補助金を次のとおり見直しつつ、個人住宅への浄化槽の設置を重点的に推進し、浄化槽区域内の水洗化率の向上を図ります。

浄化槽設置整備事業費補助金の額（令和3年度以後）

（単位：円）

人槽	床面積等	区分	補助金 (限度額)	基本補助額		市嵩上げ ②	市補助計 ①+②
				国・県	市①		
5人槽	130㎡ 以下	新築・改築	352,000	117,000	118,000	-	118,000
		リフォーム	625,000	117,000		273,000	391,000
7人槽	130㎡ 超え	新築・改築	441,000	147,000	147,000	-	147,000
		リフォーム	730,000	147,000		289,000	436,000
10人槽	二世帯 住宅	新築・改築	588,000	196,000	196,000	-	196,000
		リフォーム	925,000	196,000		337,000	533,000

- 排水設備工事指定店など事業者と連携し、補助制度の周知に努めます。
- 事業所への浄化槽の設置を促進するため、普及啓発活動に努めます。

(3) 利子補給制度の活用の促進

【主な取組】

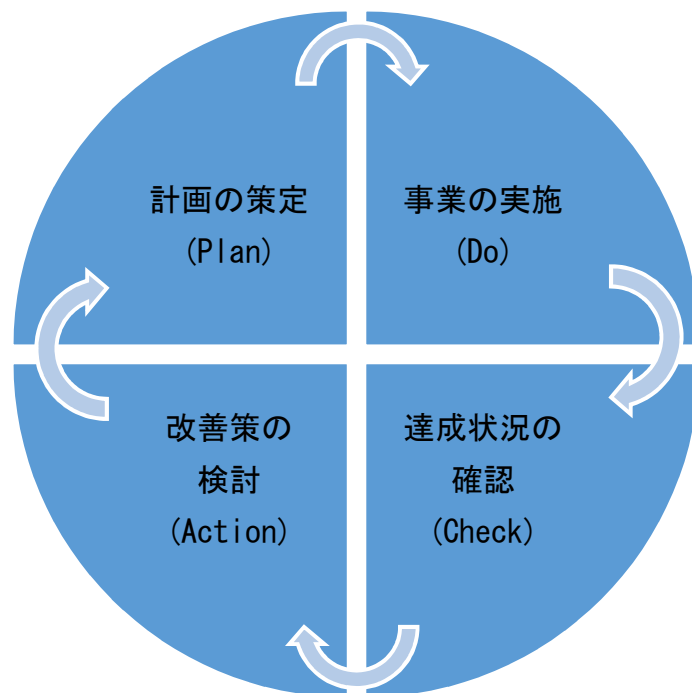
- 既存住宅の水洗化リフォーム（下水道・農業集落排水への接続、または浄化槽の設置による水洗トイレへの改修）のために、個人が金融機関から工事資金の融資を受けた場合に、市がその融資額に係る利子相当額を金融機関に補給する制度を継続し、水洗化率の向上を図ります。
- 排水設備工事指定店など事業者と連携し、制度の周知に努めます。

第6章 基本計画の評価・見直しとフォローアップ

環境の変化や経済情勢の変化に速やかに対応するため、3事業の経営戦略の改訂時期に併せて、基本計画の評価と見直しを行います。

また、現状との乖離が生じた場合は、その都度見直しを図ります。

基本計画のフォローアップに当たっては、『Plan（計画の策定）、Do（事業の実施）、Check（達成状況の確認）、Action（改善策の検討）』のPDCAサイクルを実施し、基本計画の目標や方策等の実施における問題点、方策等の有効性などを確認しながら、基本計画のさらなる推進に努めます。



遠野市の下水道マンホール蓋

(旧遠野市)
平成3年(1991)作成



平成3年度にマンホール蓋のデザインを募集し、全国 160点の応募の中から選定しました。

旧遠野市の花・鳥・木（りんどう・やまどり・いちい）をモチーフとしています。

(旧宮守村)
平成14年(2002)作成



特定環境保全公共下水道の供用開始に伴い、平成14年度から平成17年度まで使用しました。

宮守川橋梁（めがね橋）と銀河鉄道をモチーフとしています。

平成19年(2007)作成



平成17年（2005）10月1日、旧市村の合併により誕生した新「遠野市」の花・鳥・木（やまゆり・やまどり・いちい）をモチーフに、遠野市総合計画に掲げる将来像「永遠の日本のふるさと遠野」をキャッチフレーズとしています。

令和2年(2020)作成



令和2年8月に宮守川橋梁（めがね橋）が「日本夜景遺産」に認定されたことを記念して、同年11月に、めがね橋が鮮やかにライトアップされた姿をカラーマンホールとして作製しました。

遠野市汚水処理基本計画

令和3年1月20日改訂

【発行・編集】

遠野市下水道事業 環境整備部 上下水道課

〒028-0592 遠野市中央通り9番1号

TEL : 0198-62-2111 (代表) FAX : 0198-62-1542

E-mail : gesui@city.tono.iwate.jp

遠野市ホームページ : <https://www.city.tono.iwate.jp/>

